

定期預金「セカンドステージ」(セカンドステージ2)

令和2年9月1日現在

商 品 名	セカンドステージ2														
販 売 対 象	当金庫で契約した生命保険満期分を、当金庫口座に振込指定し、かつ振込分からの預入ができる方。(増額可)														
期 間	5年														
預 入															
(1)預 入 方 法	一括預入														
(2)預 入 金 額	一口10万円以上1,000万円未満														
(3)預 入 単 位	1円単位														
払 戻 方 法	満期日以降に一括して払い戻します。														
利 息															
(1)適 用 金 利	満期日に、次に定める利率を預入日に遡って適用します。 預入日の店頭金利×10倍とします。 初回満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金<M型>として自動継続し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。														
(2)利 払 方 法	満期日以降に一括して支払います。														
(3)計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算。														
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)														
手 数 料	—														
付加できる特約事項	個人の方はマル優の取扱いができます。														
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p><契約期間5年></p> <table border="1"> <tr> <td>預入期間が6ヵ月未満の場合</td> <td>中途解約日現在の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3年以上4年未満の場合</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率	預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×30%	預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×40%	預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×60%	預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×70%	預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×80%
預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率														
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×30%														
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×40%														
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×50%														
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×60%														
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×70%														
預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×80%														

	<table border="1"> <tr> <td>預入期間が4年以上5年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が4年以上5年未満の場合	約定利率×90%
預入期間が4年以上5年未満の場合	約定利率×90%		
金利情報の入手方法	金利は店頭のコ金利表示用モニター又は、店頭備え付けのコ金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。		
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>		
その他参考事項	<p>(1) 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率より計算します。</p> <p>(2) 新規のお預け入れのみに限らせていただきます。</p> <p>(3) 他商品の金利特典との併用はできません。</p> <p>(4) ATMでのお取扱いはできません。</p> <p>(5) 総合口座でのお取扱いはできません。</p> <p>(6) 預金担保のお取扱いはできません。</p>		
預金保険について	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>		